

津島やすらぎの里再整備設計業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

以下の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

審査項目		審査基準の概要	配点	
技術 提案	テーマ① 施設整備コンセプトの実現	「デザイン・全体計画」 再整備基本計画における「施設再整備コンセプト」及び「具体的な整備の考え方」を具現化する提案であるか。	10点	20点
		「利用者の利便性向上への対応」 利用者の滞在時間を延長させ、各施設機能の相乗効果が見込める提案であるか。	5点	
		「導入機能の魅力化」 地元利用の促進と圏域外からの「目的化施設」となるよう、魅力化が図られる提案であるか。	5点	
	テーマ② 持続可能な施設運営	「検討課題への対応」 これまでの課題となっていた、地盤沈下への対応や源泉湯量に応じた温浴施設運営が実現できる提案であるか。	5点	25点
		「ライフサイクルコスト低減への対応」 ランニングコストや改修費用の増大を抑制するための、ライフサイクルコスト低減を実現する提案であるか。	10点	
		「メンテナンス及びトラブルへの対応」 利用者サービスの低下を防ぐため、日常的なメンテナンス、破損や故障に即座に対応できる提案であるか。	10点	
テーマ③ 独自提案	独自提案において有益な提案がある場合に評価する。	5点	5点	
業務 面	業務実施体制	提案内容を実施できる体制が確保されているか。	40点	
価 格 点	価格点	価格面について評価する。	10点	
合計			100点	

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として特定し、さらに見積書の金額も同額の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者として特定する。
なお、受託候補者に特定された者が辞退した場合、もしくは実施要領「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として特定する。その場合においても最低水準得点を満たす者とする。
- ③ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。